

Let's Vote!

投票日

4月9日(日)
午前7時～午後8時

※本宮公民館と上淀公民館は午後7時まで

- ◆告示日 県知事選挙：3月23日 県議会議員選挙：3月31日
 - ◆開票 4月9日(日) 午後9時～(米子市民体育館)
- 選挙管理委員会事務局 (☎23-5346、☎23-5349)

▶投票できる方

平成17年4月10日までに生まれた方で、令和4年12月30日までに米子市に住民登録をした方

※4月8日までに鳥取県外に転出した方は投票できません。(転出前に行った期日前投票は有効です。)

▶投票所入場券(はがき)

3月31日(金)以降、順次郵送します。

世帯ごとに1通あたり3人分の投票所入場券がついています。1人分を切り離して、投票所へ持参ください。

※投票所入場券をなくされたときは、投票所で申し出てください。

▶投票場所

投票所入場券(はがき)でご自身の投票所を確認してください。

▶米子市内で転居した場合

- ▷3月17日までに転居届を出した方
新しい住所の投票所で投票
- ▷3月18日以降に転居届を出した方
前の住所の投票所で投票

▶米子市外(鳥取県内)に転出した場合

令和4年12月9日以降に鳥取県内に転出した方で、米子市の選挙人名簿に登録されている方(新住所地で登録されている方を除く)は、米子市で投票することができます。この場合、各市町村の窓口で発行する「引き続き鳥取県の区域内に住所を有する旨の証明書(①)」を提示すること、または「引き続き鳥取県の区域内に住所を有する旨の確認(②)」を受けることが必要です。

①米子市で証明書を取る場合

米子市役所本庁舎(市民一課)または米子市淀江支所(地域生活課)で、3月24日以降に証明書をお取りください。

▷証明書交付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

※季節がら、窓口の混雑が予想されます。

②確認を受ける場合

投票所に申請書がありますので申し出てください。

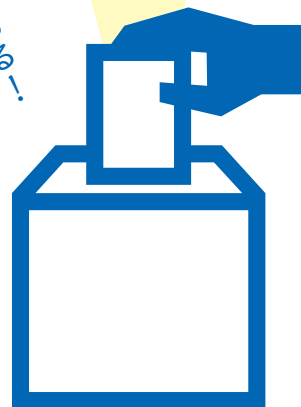
※確認には15分程度かかります。

期日前投票所の投票立会人を募集します

期日前投票所の投票事務が公正に行われているか、立会いをしていただく方を募集しています。(くわしくは19ページに掲載)

鳥取県知事選挙
鳥取県議会議員一般選挙

あなたの一票が鳥取の未来を創る。



県知事選挙 3月24日(金)～4月8日(土)

県議会議員選挙 4月1日(土)～4月8日(土)



ご注意ください

- ▶ 選挙によって、期日前投票ができる期間が異なります。
- ▶ 3月24日～31日は県議会議員選挙の投票はできません。
- ▶ 県知事選挙と県議会議員選挙が同時に期日前投票できるのは4月1日(土)からです。

◆期日前投票の対象者

仕事や旅行、冠婚葬祭で、当日投票所へ行けない方

◆期日前投票に持参するもの

投票所入場券、期日前投票宣誓書(入場券裏面)

※入場券が届く前でも、選挙権があれば投票できます。届いている場合は持参ください。

※混雑緩和のため、入場券裏面の期日前投票宣誓書の記入し、1人分ずつ切り離して持参してください。

◆期日前投票の投票場所・期間・時間

- ①米子市役所本庁4階 午前8時30分～午後8時
▷投票期間 3月24日(金)～4月8日(土)
※3月24日～31日は県知事選挙のみの投票です。
- ②米子市淀江支所1階 午前8時30分～午後8時
▷投票期間 4月1日(土)～8日(土)
- ③イオン米子駅前店1階 午前10時～午後6時
▷投票期間 4月5日(水)～8日(土)

こんな場合は？

▶市外での長期出張や用事で投票に行けない場合

滞在地で不在者投票ができます。次の手続きが必要です。

- ①不在者投票宣誓書・請求書を記入し、米子市選挙管理委員会に送付してください。用紙は選挙管理委員会にあるほか、市ホームページからも印刷できます。
- ②滞在先に投票用紙が届きます。滞在地の選挙管理委員会に持参し、投票してください。

▶入院や、施設にいて投票所へ行けない場合

指定病院、施設で不在者投票ができます。投票方法は病院、施設にお問い合わせください。市内の指定施設は、市ホームページ(右記QR)か電話でご確認ください。



▶郵便による不在者投票ができる方で、自分で投票用紙に書くのが難しい場合(代理記載制度)

郵便による不在者投票ができる方(右記)で、さらに下記の表に該当する方は、あらかじめ代理記載人を届け出て、投票用紙を代理で記載することができます。

※代理で記載できる人は選挙権のある方に限ります。

◆代理記載制度の対象

手帳などの種類	障がいの種類	等級など
身体障害者手帳	上肢・視覚の障がい	1級
戦傷病者手帳	障がい	特別項症から第2項症

▶病気やけがで、投票用紙を書くのが難しい場合

係員が候補者の氏名などを代理で書く代理投票ができます。投票所で申し出てください。

▶障がいなどで、投票所へ行くのが難しい場合

手帳などの交付を受けている人で、障がいの種類が下記の表に該当する方は、郵便による不在者投票ができます。

◆郵便による不在者投票の対象

▷身体障害者手帳

障がいの種類	等級
両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級か2級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級か3級
免疫・肝臓の障がい	1級から3級

▷戦傷病者手帳

障がいの種類	等級
両下肢・体幹の障がい	特別項症から第2項症
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	特別項症から第3項症

▷介護保険被保険者証 要介護状態の区分が「要介護5」

◆投票に必要なもの 郵便等投票証明書

※事前に郵便等投票証明書の交付手続きが必要です。早めに選挙管理委員会までお問い合わせください。※申請書は選挙管理委員会にあります。市ホームページからも印刷できます。

◆投票用紙の請求期限 投票日の4日前(必着)